

**令和6年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務
公募型企画競争提案説明書**

1 本書の目的

本書は、札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）が実施する令和6年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務の委託契約候補者について、公募型企画競争の方式により選定するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 令和6年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務
- (2) 業務の目的、仕様 別紙仕様書のとおり。
- (3) 委託費の上限 7,150,000 円
- (4) 契約方法 公募型企画競争により選定された契約候補者と随意契約を締結する。具体的な契約内容は、企画提案の内容を踏まえ、協議会と契約候補者の協議により決定するものとし、企画提案の内容が契約内容となるとは限らない。契約手続きに関し、本書に定めのない事項については、札幌市契約規則等、札幌市の役務契約に関する諸規定に準じる。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申し立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、同時に構成員単独での参加を希望していないこと。
- (4) 参加意向申出書提出日の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (5) 札幌市内に本店又は支店等の事業所を有すること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (7) 参加意向申出書提出日の提出期限を起算点として過去5年以内に、別紙仕様書4（1）から（4）までのうち2以上の業務について、類似業務の履行実績があること。

4 企画提案を求める事項

- (1) 実施体制
総括責任者、業務従事予定者一覧、体制図、過去の類似業務実績、従事者の知見・専門性等。
- (2) 各業務の実施手法、内容
ア 各業務の趣旨目的を踏まえた効果的な実施手法及び内容。

- イ 各業務を一体として実施することで効率性及び事業効果を高める取組、手法。
- ウ 各業務を安全・円滑に実施するための体制及び手法。また、感染症流行状況等によって実施が難しくなる場合の適切な代替案の用意。
- エ 仕様書に具体的に示す事柄以外に、本業務の趣旨に合致し、かつ、大きな効果を見込める独自の取り組み・手法。

5 企画提案にあたっての留意点

- (1) 本書のほか、別紙仕様書等を熟読の上で、企画提案を行うこと。その際、過去の札幌市及び協議会の取組についてもホームページ等を参照し、よく理解しておくこと。
- (2) 本企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする
- (3) 企画提案に係る提出資料について、協議会が審査等にあたり必要と認め指示した場合を除き追加、差替え、変更、再提出は認めない。
- (4) 提出があった資料は、返却しない。

6 参加手続き及びスケジュール

(1) スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------|
| ・ 企画提案の公募開始 | 令和6年5月22日（水） |
| ・ 質問の受付期限 | 令和6年5月29日（水）16時必着 |
| ・ 質問に対する回答 | 令和6年5月30日（木） |
| ・ 企画提案書等の提出期限 | 令和6年6月7日（金）17時必着 |
| ・ 参加資格の確認、一次審査 | 令和6年6月11日（火） |
| ・ 二次審査（ヒアリング） | 令和6年6月13日（木）※予定 |
| ・ 契約候補者との契約締結 | 令和6年6月下旬 |

(2) 質問の受付方法及び回答について

質問がある場合は、提出期限までに「質問書」（様式4）に簡潔に記入し、電子メールで送付すること（送付先アドレス bunkazai@city.sapporo.jp）。その際、電子メールの件名は「【提案者名】令和6年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務 質問書」とすること（【提案者名】の部分は適宜置き換えること）。

質問に対する回答は、ホームページ上に掲載して公表する（質問者名は公表しない）。

なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(3) 企画提案書等の提出方法

下記7の提出書類について、郵送または持参（土・日・祝日を除く9時00分から17時00分まで）により、下記13まで提出すること。

なお、所定の様式については、札幌市公式ホームページ（札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会入札・契約等情報 <https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunkazai/nyuusatsu.html>）に掲載する。

7 提出書類

(1) 提出書類

ア 参加意向申出書 (様式1)

イ 企画提案者概要 (様式2)

ウ 企画提案書 任意様式。すべてA4サイズ片面印刷、長辺綴じ、15ページ以内とする。

エ 積算書 任意様式。詳細が分かるよう費用の内訳を記載すること。

オ 登記事項証明書(※) 企画提案者(法人)の全部事項証明書または現在事項証明書(写し可)で、参加意向申出書の提出日から3か月以内発行のもの。

カ 財務状況の確認書類(※) 直前2期分の貸借対照表、損益計算書。

キ 納税証明書(※) 市町村民税及び消費税・地方消費税に係るもので、参加意向申出書提出日から3ヶ月以内発行のもの(写し可)。

ク 申出書 (様式3)(※)

※ 札幌市競争入札参加資格者名簿に登載されている者については、オ～クの書類の提出は要しない。

(2) 提出部数等

上記(1)アについては1部を、イ・ウ・エはこれを一式(ただし、ステープラーは使用せず、クリップ留めとすること。また、特別な製本を行わず、インデックス等も付さないこと。)として、10部提出すること。また、オ～クの書類について提出を要する場合は各1部提出すること。

また、ア～エについて、電子データを1部提出すること。

8 審査

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格の確認

上記3の参加資格を満たすことを確認した者について、「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務公募型企画競争実施委員会(以下「実施委員会」という。)が、企画提案の内容を審査する。

イ 一次審査(書面審査)

別添 令和6年度「札幌市歴史文化のまちづくり推進事業」企画支援及び実施業務 企画提案評価基準表(以下「評価基準表」という。)の評価項目「1 (1) 業務実施体制及び実績等」について、上記7(1)イの「企画提案者概要」(様式2)に記載された内容を基に評価する。

一次審査の通過者数は5者程度とし、企画提案者が少数の場合、実施委員会委員長の決定により審査を省略する場合がある。

ウ 結果の通知

参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確認及び審査後速やかに、企画提案者全員に通知する。

(2) 二次審査(ヒアリング)について

ア 実施日時 令和6年6月13日(木)(予定)

イ 実施場所 札幌市役所本庁舎又は札幌時計台ビル内会議室（予定）

ウ 実施方法

- ・出席者は総括責任者を含む最大2名までとする。
- ・持ち時間は1企画提案者当たり20分（企画提案内容のプレゼンテーション約10分、質疑応答約10分）とし、協議会が指示した時刻から順次個別に行う。
- ・二次審査の対象者数等により、1企画提案者当たりのヒアリング時間を変更する場合は別途通知する。
- ・事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこと。当日の資料追加及びプロジェクター等の機器の使用は認めない。

エ 選定結果の通知

審査・選定の結果は、速やかに二次審査の対象となった企画提案者全員に対して文書により通知する。

オ 審査基準

- ・評価基準表のすべての評価項目について、上記7（1）イ「企画提案者概要」、ウ「企画提案書」、エ「積算書」の内容及びヒアリング内容を基に評価する。
- ・実施委員会の各委員の採点の合計を比較する総合点数評価とする。
- ・最低基準点を満点の6割とし、評価がこれに満たない場合には契約候補者とししない。
- ・評価が最高点の企画提案者が2者以上あった場合、評価項目の「2．業務実施概要」の評価点の合計が高い者を選定する。なお、「2．業務実施概要」の評価点の合計も同点の場合には、同点となった企画提案者を対象としたくじ引きにより選定する。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えた場合は、契約候補者として選定する。

9 参加資格の喪失等

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当することとなった場合は、その者について審査を行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- （1）参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- （2）提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- （3）不正な利益を得る目的で実施委員会委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

10 参加資格喪失等についての疑義の申し立て

参加資格を満たさない若しくは満たさないこととなった等の通知を受けた者は、通知日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、協議会に対し書面により、その理由の説明等を求めることができる。

11 評価に対する疑義の申し立て

企画提案者は上記8の審査による自身の評価に疑義があるときは、審査・選定結果の通知を受

けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、協議会に対し書面により、疑義の申立てを行うことができる。

12 その他の注意事項

- (1) 企画提案に係る著作権は、企画提案者に帰属する。
- (2) 企画提案者は、協議会に対し、企画提案の内容について創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (3) 企画提案の内容について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ協議会に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (4) 提出書類その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、情報公開請求があったときは、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）の定めに準じて公開する場合がある。

13 問い合わせ先（提出書類の提出先）

札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会事務局

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階 札幌市民文化局文化部文化財課内